

お知らせ NEWS

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い人及び子育て世帯を対象に、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。詳しいご案内は6月中旬以降に詳細が決まり次第お知らせします。申請開始は7月以降を予定しています。

臨時福祉給付金対象

平成26年度市民税が課税されていない人（ご自身を扶養している人が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合等は対象となりません）

支給額
対象者1人につき1万円
（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の受給者は5千円を加算）

問い合わせ

福祉課福祉総務係

☎ 22-7742

子育て世帯臨時特例給付金対象

平成26年1月の児童手当受給者で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限額未満の人（臨時福祉給付金の対象者、生活保護制度の被保護者は対象となりません）

支給額

平成26年1月分児童手当の対象児童1人につき1万円

問い合わせ

福祉課子ども福祉室

☎ 22-7742

経済センサス―基礎調査及び商業統計調査を実施します！

事業所及び企業の基本的構造を明らかにすることを目的とした経済センサス―基礎調査及び商業の実態を明らかにすることを目的とした商業統計調査を、全国一斉に実施します。産業構造の把握や商業施策の基礎資料を得るために

行う大切な調査ですので、ご協力をお願いします。

調査対象 全ての産業分野における事業所・企業

調査期日 7月1日(火)

6月下旬頃から調査員が各事業所・企業を訪問し、調査票を配布しますので、ご回答をお願いします。

お問い合わせ
総務課行政係

☎ 22-7719

不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療費の一部を助成しています。

平成26年度以降に新規で助成を受ける場合

治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満の場合は、43歳になるまでに通算6回まで助成が受けられます。

平成25年度以前に助成を受けている場合

過去の助成回数に応じて、

受けられる回数が変わります。個別にご相談ください。

※県の不妊治療費助成に加え、市が助成します。県が発行する不妊治療支援事業承認決定通知書の写しが必要です。

お問い合わせ
保健センター

☎ 22-7157

不妊治療費助成事業

農業委員会委員選挙



投票日 7月6日(日)
告示日 6月29日(日)

7月14日で任期満了となる竹原市農業委員会委員の一般選挙を行います。候補者数が、委員の定数11人を超えない場合は、無投票となります。

選挙権
竹原市内に居住する年齢満20歳以上で、次のいずれかに該当し、竹原市農業委員会委員選挙人名簿に登録された人です。

①10アール以上の農地につき耕作を営んでいる。

②①の同居の親族か配偶者で、耕作日数が年間60日以上である。

投票所での投票
日時 7月6日(日)7時～20時
場所 投票所入場券に記載している投票所

期日前投票
仕事や私用などのため、投票日に投票所に行くことができないときは、期日前投票をすることが出来ます。

期間 6月30日(月)～7月5日(土) 8時30分～20時

場所 市役所玄関ホール

開票
日時 7月6日(日)21時～

場所 市民館3階第8・9会議室

問い合わせ
選挙管理委員会事務局
☎ 22-7764



竹原市斎場火葬業務委託業者を募集

所在地 小梨町10179番地2

業務内容・委託期間

竹原市斎場火葬業務委託仕様書をご覧ください。

※仕様書及び募集要項は、市ホームページに掲載、または、まちづくり推進課に設置しています。

申請資格 委託業務を円滑かつ安定的に実施できる法人その他の団体で、次に掲げる事項を全て満たすこと

①竹原市内に事業所または営業所があること

②地方公共団体の火葬施設で1年以上の火葬業務実施経験をもつ従業員が2名以上いること、または、過去5年間に地方公共団体と火葬業務委託の契約締結があり、当該契約に基づく業務を適性かつ確実に行った実績があること

③その他竹原市斎場火葬業務委託募集要項に示す申請の資格要件を満たすこと

受付期限 6月20日(金)必着

申請・問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係
☎ 22-12279

木造住宅の耐震診断・耐震改修を補助します ～災害に強いまちづくりのために～

竹原市では、地震による被害を軽減するため、木造住宅の耐震診断の補助に加え、耐震改修の補助を始めました。大地震が発生したとき、住宅の倒壊を防ぎ、大切な命を守るために、耐震診断・耐震改修を進めましょう。

問い合わせ 都市整備課建築係 ☎ 22-7749

まずは耐震診断を！

竹原市木造住宅耐震診断補助制度

耐震診断とは、建築物が地震に対してどの程度耐えることができるかを評価することです。建築物の図面や実地調査から、柱・梁・壁等の形・材料などを調べ、地震に対する安全性を診断します。まずは、耐震診断で住まいの安全性を確認してみませんか。

補助対象者を拡充
持家だけでなく、入居予定

耐震改修の補助を始めました

竹原市木造住宅耐震改修補助制度 耐震性の低い住宅でも、適切な耐震改修を行い補強すれば、地震に強い家になります。市では耐震改修工事費の一部を補助します。

補助の対象となる木造住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅・併用住宅・長屋・共同住宅
 - ② 2階建て以下の住宅
 - ③ 以前に本制度による補助金の交付を受けていない住宅
 - ④ 竹原市木造住宅耐震診断補助事業による耐震診断を受け、倒壊する可能性と診断された住宅
- 補助対象者**
補助対象住宅の所有者、居住者又は居住予定者であって、市民税等を滞納していない人

の賃貸住宅等の耐震性が心配な人でも補助を利用できます。詳しくは都市整備課にお問い合わせください。

補助金額
耐震診断費の3分の2（上限3万円）

※申請者が住宅の所有者（居住者）でない場合は、所有者（居住者）の同意書が必要です。

補助金額
耐震改修工事費の2分の1（上限60万円）

※平成27年1月30日までに、工事を完了させてください。

木造住宅耐震診断設計資格者

耐震診断・耐震改修には専門的な知識が必要です。補助を受けるには、市に登録された木造住宅耐震診断設計資格者に耐震診断・耐震改修設計・監理を依頼してください。

※交付決定後に、工事・監理の契約をしてください。

申請の手引き・木造住宅耐震診断設計資格者名簿は都市整備課（市役所2階）で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。



特殊詐欺に注意！

竹原市内で株や社債の購入や名義貸しを求める電話が、相次いでかかっています。

竹原警察署管内で4・5月だけでも、警察に7件の通報が入っています。

その手口は、

- ① 「株や社債の購入の権利があなたを含め数人にだけに当たりました。購入しませんか？」
- ② 「買わないと答えても」その権利を手に入れるために名義を貸して欲しい。」
- ③ 「断っても、後日別の人からあなたから名義を譲ってもらったと言われる方が自社株を購入した。インサイダー取引にあたる。あなたもその責任を免れない。警察に捕まらなくてはならない。あなたが株を買うしかない。早くに宅配便で送金してください。」と脅すといったものです。

被害に遭わないためには、一人で決断せず、家族や知人に相談し、不審な連絡があったら警察に通報しましょう。

問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係
☎ 22-12279
竹原警察署
☎ 22-01110

山地番の地番変更を行います

問い合わせ

市民健康課市民係 ☎ 22-7734

【現在の状況】

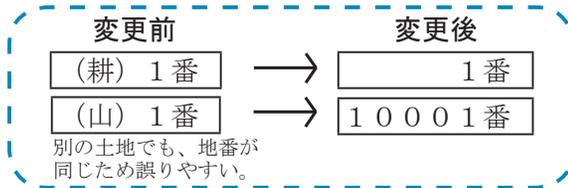
広島県では明治以来、宅地などの耕地に1番から順に地番（耕地番）が付けられましたが、山林などの山間地にも同じように1番から順に地番（山地番）が付けられました。そのため、同じ大字（地番区域）内の耕地と山間地に同じ地番がある「重複地番」が多く存在しています。

【重複地番によるトラブル】

法務局では、インターネットを利用した登記情報提供制度やオンライン申請制度などの各種行政サービスを行っています。これらのサービスを利用する際、重複地番の存在を知らずに誤って地番を入力したり、物件入力ができないなど希望するサービスが利用できないというトラブルが発生しています。

【重複地番の解消】

広島法務局では不動産に関する権利を保全し、安全・円滑に取り引きできるようにするため、山地番の地番変更を行います。



【今年度変更予定】

変更地域	新庄町・西野町
変更方法	原則、山地番に「10000」を加える方法によって行います。 例：(山) 100番→10100番
変更日	平成26年6月23日
所有者への通知方法	法務局から、登記簿に記載されている所有者（共有の場合は、そのうち1名）あてに、「地番変更通知書」を送付します。

問い合わせ 広島法務局民事行政部不動産登記部門 ☎ 082-228-5741

【変更前の地番が、住所や本籍の場合】

住所の場合	法務局から送付された「地番変更通知書」にある変更後の地番が新しい住所になります。竹原市が職権により住所地番の変更を行い、変更通知書を世帯主宛に送付します。（通知が届かない場合には、市民健康課市民係へお問い合わせください）
本籍の場合	本籍は変更しません。本籍の変更を希望する場合には、地番変更の申出が必要です。

問い合わせ 市民健康課市民係 ☎ 22-7734

毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」

エコな生活してみませんか？

6月は環境月間です

今回は、夏場の消費電力を抑える工夫としてグリーンカーテンについて取り上げます。

グリーンカーテンは、ゴーヤ等のツル性の植物をネットなどに絡ませて、窓や壁を覆うものです。日差しを遮ることで室内温度の上昇を抑えるだけでなく、植物の蒸散作用で周囲を冷やすことも期待できるため、エアコンの使用頻度を抑えるなど、省エネ効果もあります。

●**グリーンカーテンの作り方**

- 20リットルのプランターに野菜用の土を入れ、ゴーヤの苗を2株植える。底に石を敷くなど、水はけを良くし、苗の間隔は30センチメートル以上離す。
- ツルが生えてきたらネットに絡みつくようにビニールひも等で誘引する。
- 水は毎日与える。
- ツルが伸びて本葉（ギザギザの葉）が8枚程度（丸い葉は含まない）生えたらツルの先端を切る。そうすると親ヅル（最初のツル）が伸びなくなり、代わりに子ヅル（最初の

ツルの途中から伸びるツル）が伸びる。子ヅルから伸びた葉が7枚程度になったら、子ヅルの先端を切る。そうして新しく生えてきた孫ヅルをネットに絡みつける。

⑤全体が50センチメートル程度に伸びた頃と実が付き出した頃に根元を避けて肥料を追加すると効果的です。

⑥ゴーヤのイボの谷間の緑色が薄くなってきたら収穫の時期です。

●**ネットの張り方**

- ネットは斜めに設置することで日陰部分が大きくなり、地面からの地熱も抑えることができます。
- ネットの上端部分は、軒の内側に設置する。地球にも家計にも優しく、目にも楽しいグリーンカーテンを育ててエコな生活を体験してみましよう。

問い合わせ
まちづくり推進課生活環境係
☎ 22-2279

平成25年度 予算の執行状況をお知らせします

問い合わせ
財政課財政係 ☎ 22-7731

竹原市「財政状況」の公表に関する条例により、平成25年度下半期の財政状況を公表します。

1 歳入歳出予算の執行状況

平成26年3月31日現在の各会計の歳入歳出予算の執行状況は、次のとおりです。（単位：千円、%）

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率	
一般会計	13,405,860	10,666,387	79.6	10,517,508	78.5	
特別会計	国民健康保険	3,745,486	3,096,939	82.7	3,394,795	90.6
	貸付資金	14,718	12,734	86.5	8,727	59.3
	港湾事業	48,930	45,780	93.6	33,659	68.8
	公共下水道事業	856,057	202,662	23.7	612,869	71.6
	公共用地先行取得事業	1	0	0.0	0	0.0
	介護保険	3,259,710	2,532,719	77.7	2,911,596	89.3
	後期高齢者医療	417,220	385,319	92.4	415,567	99.6

2 住民の負担の状況

市税収入済額を人口で除して得た住民一人当たり負担額は、次のとおりです。

区分	収入済額	人口	住民一人当たり負担額
市税	3,863,442千円	28,046人	137,754円

3 公営事業の経理概況

平成26年3月31日現在の水道事業会計の経理の概況は、次のとおりです。（税込金額、単位：千円、%）

区分	予算現額	執行済額	執行率	
収益的収支	水道事業収益	784,897	781,340	99.5
	水道事業費	770,738	729,731	94.7
資本的収支	資本的収入	261,181	195,985	75.0
	資本的支出	396,469	371,856	93.8

4 財産、地方債及び一時借入金の残高

平成26年3月31日現在の財産、地方債及び一時借入金の残高は、次のとおりです。

区分	現在高	区分	現在高
土地	10,530,479㎡	基金	4,888,935千円
建物（延面積）	155,637㎡	地方債	15,271,546千円
有価証券	79,729千円	一時借入金	0円

○一般会計予算の動き

当初予算123億8,183万円で編成した一般会計予算は、前年度からの繰越や所要の補正を行った結果、最終予算は134億586万円となりました。

区分	金額（千円）
当初予算額	12,381,833
繰越明許費	1,282,749
補正予算額	△258,722
予算現額	13,405,860

○出納整理期間と決算

平成25年度の収支は、平成26年5月31日までに整理することとされています。

平成25年度決算の概況は、12月広報でお知らせします。

「竹原市いじめ防止基本方針」を策定しました！

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

そこで竹原市においても、「竹原市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめへの組織的対応、学校・家庭及び地域の連携を具体的に進めていきます。とりわけ、市内小中学校では、児童生徒が主体的にいじめのない学校をめざし、児童会・生徒会組織を中心にいじめを撲滅する活動を創造していきます。

いじめのない、誰もが安心して学校生活を送ることができるよう学校と家庭、地域社会全体でいじめのない社会をつくっていきましょう。「竹原市いじめ防止基本方針」は教育委員会ホームページに掲載しています。http://www.city.takehara.lg.jp/kyouiku_m.html

問い合わせ 学校教育課 ☎ 22-7753